

姫路市本庁舎広告付き行政情報用デジタルサイネージ 及び電子掲示板設置事業仕様書

1 事業内容

- (1) 広告付き行政情報用デジタルサイネージ及び電子掲示板（以下「デジタルサイネージ等」とする。）を指定する場所（別紙「設置位置図」）に設置し、民間広告及び行政情報を放映する。
- (2) 広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、広告主との調整その他広告掲載に係る一切の業務を行う。
- (3) 市が提供するポスター画像以外の行政情報の製作を行う。
- (4) デジタルサイネージ等設置に係る費用（製作、取付け、電源工事、撤去、電気料金等）は、設置事業者の負担とする。
- (5) 広告物（出力見本）の提出後、市において内容審査を行い、結果を通知する。このとき、市は必要に応じて修正等の措置を求めることができ、設置事業者は速やかに対応する。
- (6) 広告放映等に関し、別途、協定書を姫路市と締結する。

2 設置場所（所在地：姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所本庁舎）

物件番号	設置場所	台数	モニターサイズ	設置方法	最低使用料 (税込、月額)	位置図
1	本館1階 東玄関	1台	55インチ ×3程度	自立式 (キャスター 可動式)		別紙1
2	本館地下階 エレベーターホール	1台	43インチ 程度	壁掛け式		別紙2
3	本館2階 エレベーターホール	1台	43インチ 程度	壁掛け式	15,900円	別紙3
4	本館4階 エレベーターホール	1台	43インチ 程度	壁掛け式		別紙3

5	本館 6 階 エレベーターホール	1 台	43 インチ 程度	壁掛け式		別紙 4
6	本館 8 階 エレベーターホール	1 台	43 インチ 程度	壁掛け式		別紙 4

3 使用許可期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、令和 13 年 3 月 31 日まで 1 年ごとに 4 回更新できるものとする。また、許可物件を公用・公共用に供するため必要とするときは、使用許可を取り消すことがある。

4 本体条件・放映時間・放映内容等

(1) 行政情報用デジタルサイネージ

- ① 本館 1 階東玄関に設置するデジタルサイネージの本体は H:2,100 mm × W:3,000 mm × D:700 mm 程度とする。
- ② 電気亜鉛メッキ鋼板 (t1.5 以上) 加工、メタリック焼付塗装と同程度の仕様を施すこと。
- ③ 行政情報用ディスプレイ (45~55 インチ程度)、民間広告用ディスプレイ、地図の表示面積を確保すること。
- ④ 民間広告用ディスプレイは、行政情報用に利用する画面表示面積を超えないこと。
- ⑤ 地図は、「姫路市全域図」と「市役所周辺図」により構成すること。
- ⑥ 色覚障害者に配慮した配色にするとともに、文字サイズを大きくするなど利用者が見やすいデザインにすること。
- ⑦ 地図上に所在する広告主の表示を行うことができる。
- ⑧ 本体枠の角が鋭利とならないように加工すること。
- ⑨ 庁舎施設に負担の少ない方法で固定し、地震等の際の落下や転倒に対する防止策等、来庁者や職員の安全対策を十分に行うこと。
- ⑩ 設置場所のレイアウトを考慮し、統一感のある設置を行うこと。

(2) 電子掲示板

- ① 地階、2 階、4 階、6 階、8 階に設置する掲示板用のディスプレイは、40~43 インチ程度の大きさとする。
- ② 民間広告の表示ができるものとし、民間広告を表示する場合、画面分割による広告表示は表示面積の 2 分の 1、ローテーションによる広告表示は、全体の表示時間の 2 分の 1 を上限とする。

- ③ 利用者が見たい情報を容易に検索できるなど利用者の利便性向上が見込める措置を講ずること。
- ④ 本体枠の角が鋭利とならないように加工すること。
- ⑤ 庁舎施設に負担の少ない方法で固定し、地震等の際の落下や転倒に対する防止策等、来庁者や職員の安全対策を十分に行うこと。
- ⑥ 設置場所のレイアウトを考慮し、統一感のある設置を行うこと。

(3) 仕様等

- ① 電源のオン、オフをタイマーなどで管理できること。
- ② 映像は、原則無音とする。ただし、音声付き映像を放映する場合は別途協議をすること。
- ③ 民間広告用モニターの外枠に「**広告**」の表示を行い、かつ、「広告主と姫路市とは、直接関係がありません。」の表示を行うこと。
- ④ デジタルサイネージ等についてタッチパネルを使用する場合、感染症拡大防止対策を講じること。
- ⑤ デジタルサイネージ等で配信する情報は、設置場所ごとに決定できること。

(4) 放映時間、放映内容等

- ① 放映時間は、市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項に規定する市の休日をいう。）を除く、午前8時35分から午後5時20分までとする。
- ② 行政情報の放映期間・本数は、別途、市と協議すること。
- ③ 市が提供するポスター画像以外の行政情報の製作については、設置事業者が行い、市の意向に沿ったものとすること。
- ④ 放映する民間広告の内容等については、姫路市広告事業実施要綱（平成20年4月1日制定）及び姫路市広告掲載基準並びに関係法令を遵守し、事前に市の審査を受け、その承認を受けること。
- ⑤ 民間広告、行政情報の放映設定等デジタルサイネージの運用に係る管理はすべて設置事業者が行うこととする。

(5) 使用料等

- ① 使用料
 - ア 設置事業者として決定した者が提示した応募額をもって月額使用料とする。
ただし、使用許可の期間中に消費税等の税率が変動したときは、市は、変動後の税率を適用して、使用料の増額を請求できるものとする。
 - イ 使用料は、市が発行する納入通知書により指定する期限までに全額納付すること。
 - ウ 使用許可の期間に1月に満たない端数があるときは、端数を切り上げて1月とする。

② その他必要経費等

- ア デジタルサイネージ等設置に係る費用（製作、取付け、電源工事、撤去等）は、設置事業者の負担とする。
- イ 放映に必要な電気料金についても全額設置事業者の負担とし、市が発行する納入通知書により、市が指定する期限までに全額納付すること。
- ウ 電気料金は、設置事業者がカタログ等により申告する消費電力量に市が設定する単価を掛けて算出される金額とする。
- エ 設置事業者の広告主の募集が不調に終わった場合においても、一旦納入された使用料及び電気料金は返還しないものとする。

(6) 使用許可条件

使用許可期間前及び使用許可期間中は、次のことを遵守すること。なお、市は、許可物件について隨時実地調査を行い、その維持使用について指示することがある。

- ① 使用料及び電気料金を市が指定する期限までに確実に納付すること。
- ② デジタルサイネージ等を設置する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。

(7) 使用許可の取消し

使用許可の条件に違反する行為があると認めるとき、又は応募資格要件等に適合しない状況となったときは、使用許可を取り消すことがある。

(8) 自己都合による撤去

設置事業者は、使用許可が満了する前に自己の都合により、デジタルサイネージ等を撤去しようとするときは、撤去しようとする日の3か月前までに、市に書面により通知しなければならない。この場合、納入済の使用料及び電気料金は還付しない。

(9) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了した場合、上記(7)により使用許可が取り消された場合又は上記(8)によりデジタルサイネージ等を撤去する場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を市に請求することはできない。

(10) その他

- ① 設置期間内であっても、不測の緊急事態、庁舎のレイアウト変更等により、やむを得ず、デジタルサイネージ等の一部又は全部を中止することがある。また、設置場所について、協議の上、変更することがある。
- ② 設置場所に既存掲示物等の移設や撤去が必要な場合は、代替物を用意するなど設置事業者の負担で対応すること。
- ③ 機器の不具合や故障等トラブルが発生した場合については、設置事業者において速やかに対応すること。
- ④ 設備を良好に保つため、定期的な保守点検を行うこと。

- ⑤ この仕様書に明記されていない細部の事項については、市の指示に従うものとする。
- ⑥ 業務の実施に当たり疑義が生じたときは、両者協議にて、これを解決する。